

年金生活者支援給付金制度について

申保険年金課 ☎(55)7119  
『給付金専用ダイヤル』  
☎0570(05)4092  
『中村年金事務所』  
☎052(45)7200

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

※請求書の受け付けのみ、保険年金課または各支所で行っています。

▼支給要件／

【**高齢基礎年金を受給している方**】  
次の要件をすべて満たしている方

- ・65歳以上
- ・世帯員全員が市民税非課税
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

【**障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方**】

次の要件を満たしている方  
・前年の所得額が約472万円以下  
(扶養親族等の数に応じてこの基準額に増額があります。)

▼請求手続き／

【**新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方**】

受け取りの対象になる方には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが送付されますので、同封のはがきに記入し提出してください。令和4年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

※支給要件を満たしているにもかかわらずお知らせが届かない場合は、年金事務所へお申し出ください。

【**年金を受給しはじめる方**】

年金の請求手続きと合わせて給付金の請求手続きをしてください。

☆制度などについて詳しく知りたい場合は、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。また、次の二次元バーコードを読み込んでいただくと、厚生労働省のホームページへつながります。



行政書士無料相談会

問愛知県行政書士会  
☎052(931)4068

▼日時／10月16日(土)午前10時～正午、午後1時～3時

▼場所／津島市生涯学習センター第6会議室

▼内容／遺言・相続、農地転用・開発申請など許認可手続、戸籍手続、内容証明、会社定款、入管関係

▼その他／予約不要

あいさい見聞録

その36 彩りの秋

2021年はあいさいの四季を訪ねます。秋、ほとんどの植物は実りの季節を迎えます。野菜、果物、穀物、日本文化の核となってきた稲、秋風に揺られて稲穂が黄金色に輝くこうべを垂れています。

その一方で、秋から冬に咲く植物もあります。例えば、茶の木、山茶花(サザンカ)・椿(ツバキ)などツバキ科の植物です。椿(ツバキ)は日本産の植物で、野生種はヤブツバキと呼ばれます。また、茶の木は愛西市の古い民家や寺院の庭、あるいは生垣などに植えられており、10月に白い花を咲かせています。茶葉は加工され世界中で緑茶・紅茶・抹茶として飲用されます。尾張地方は古くから茶道の盛んな土地柄であり、抹茶を普段から愛飲していた名残とも言えます。

もう一つ、秋の話題はモミジ(紅葉、栂)でしょう。モミジ(紅葉)は様々な樹木の紅葉を総称して言う場合が多く、赤・黄・茶色など様々な色合いを持つ為、錦色と表現されます。その代表植物がカエデ(槭、楓、蛙手)。葉の形がカエルの手に似ているこ

とからの命名で、日本産だけでなく20種類以上あります。また、ややこしいのは、楓と書いて、カエデと読むかフウと読むか、どちらも綺麗に紅葉する樹木ですが、まったく異なる植物です。フウ(楓)は、北米や台湾原産ですが、古くから街路樹として植えられ、秋に丸い実を付けます。あなたも今年の秋は、自然の美しさを見つけてみませんか。

<図版>フウとカエデ (8月撮影)

楓(カエデ)の実は竹とんぼ形(左)、フウの実は球状(右)



問 市観光協会 ☎(55)9993

